

## 『子どもの貧困対策についての計画』について

令和元年7月23日子育て総務課作成

## 1 子どもの貧困対策について（国の動き）

- 平成26年1月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行  
⇒子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困解消に向けて基本理念を定め、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めています。
- 平成26年8月に、「子供の貧困対策に関する大綱」を施行  
⇒「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を4つの柱として、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

## 2 本市の取組みについて

- 平成29年度に、子どもの貧困対策を総合的に推進するため「子どもの貧困対策庁内連絡会」を組織しました。
- 平成30年度に、子どもの生活環境、家庭の様子及び必要とする支援について把握することを目的に、市内に居住する小学4年生から中学2年生の子ども及びその保護者に対して、アンケート調査を実施しました。
- 平成30年度に、日頃から困難を抱える子どもたちに深く関わっている行政の相談機関や児童福祉施設等の職員に対してヒアリング調査を実施しました。
- 上記から、子どもたちの生活実態、具体的な状況、背景、要因、課題、必要とする支援、既存の事業等の整理を行い、基礎資料を作成しました。

## 3 『子どもの貧困対策についての計画』策定について

- 令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの貧困対策についての計画策定が市町村の努力義務とされました。
- 計画策定については、子ども・子育て支援事業計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとされています。
- 本市においては、第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定するものです。